

大総務第115号
令和7年2月27日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 堀野 桂子 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第16条第1項の規定に基づく株式会社大阪港トランスポートシステムに係る中期目標の期間の終了時の検討を行うに当たって、同条第2項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪港湾局長から依頼があったので、同項の規定に基づき、別紙により諮問します。

中期目標期間終了時の検討

所管所属名		大阪港湾局		団体名		(株)大阪港トランスポートシステム	
-------	--	-------	--	-----	--	-------------------	--

中期目標

(1)当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容						
本市臨海部における交通需要に対応する輸送手段となる鉄道路線として整備する北港テクノポート線のうち、2025年日本国際博覧会の会場となる夢洲地区への主要な輸送手段となる鉄道路線である南ルート部分を本市の計画に則った適切な時期までに確実に建設し開業させること。						
(2)中期目標期間						
令和2年9月1日から令和7年3月31日						
(3)中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的又は施策によって実現しようとしている状態						
北港テクノポート線のうち、南ルート部分を中期目標期間終了時まで、開業している状態。						

中期目標達成状況

指標Ⅰ	事業費をベースとした事業進捗率					
	R2	R3	R4	R5	R6【最終】	
目標値					100.00%	
実績値					100.00%	

所管所属の自己評価

中期目標の達成状況【中期目標期間】		ア	ア：達成 イ：達成見込み（目標期間中） ウ：未達成			
中期目標期間における 団体の事業経営による 本市の行政目的又は施策の達成状況について						
団体において、関係先との適切な協議及び工事を計画的に進めるとともに、鉄道整備に係る安定・確実な資金を調達し、返済計画を策定したことにより、中期目標に定められた目標値を達成しており、本市の施策である「北港テクノポート線のうち、南ルート部分の中期目標期間終了時までの開業」が実現できたと評価できる。						

外郭団体の指定の必要性

本市の行政目的又は施策の達成のために団体に求める役割に係る 社会の環境変化等 について						
北港テクノポート線のうちの南ルート部分を本市の計画に則った適切な時期までに確実に建設し開業させるに当たっては、建設事業だけではなく国や本市関係部局との緊密な調整等の業務が発生し当該法人にとって相当な負担となることから、主要事業がトラックターミナル事業である当該法人に南ルート部分の建設・開業に注力させて本市の計画に則り確実に事業を実施させるためには、南ルート部分の建設事業の実施を当該法人の自主性に委ねるのではなく、当該法人の事業経営自体について本市が関与していく必要があった。 このことから、当該法人を本市の外郭団体に指定し、本市の指導、調整の下、本市を含む関係機関及び鉄道運行者と協力し、北港テクノポート線南ルート部分の整備を進めるとともに、鉄道整備に係る安定・確実な資金の調達、返済計画の策定に取り組み、2025年1月、北港テクノポート線の南ルートの開業を実現している。 なお、現在、夢洲への鉄道アクセスにかかる整備の方向性を検討するため、夢洲アクセス鉄道に関する検討会が開催されており、当該団体が第一種鉄道事業許可を取得している北港テクノポート線（北ルート）も含めて整備の方向性が検討されている。						
中期目標期間終了後の本市の行政目的又は施策の達成のために 団体に求める役割 について（外郭団体指定の必要性について）						
当該団体に求めていた北港テクノポート線のうち南ルート部分を本市の計画に則って適切な時期までに確実に建設し開業させるという本市の施策について、2025年1月に計画通り開業し、中期目標は達成した。 今後は、第一種鉄道事業者として鉄道施設の維持管理を行っていく必要があるが、現在も大阪港～トレードセンター前間について、第三種鉄道事業者として鉄道施設の維持管理を行っており、これまで蓄積してきたノウハウがあることから、本市の監理の必要はなく、自主的に南ルート部分の維持管理を実施することができる。 なお、夢洲アクセス鉄道に関する検討会において、整備する鉄道路線が決定した場合には、当該団体が担う役割に応じ、改めて本市の監理の必要性について検討する。 以上を踏まえ、当該団体は、鉄道事業の安定化のため、今後も本市からの一定の関与が必要ではあるものの、中期目標としていた北港テクノポート線南ルート部分の開業により本市が求める役割を果たしたため、引き続き外郭団体として指定する必要性はないものとする。						
外郭団体の指定の必要性	B	A：継続して指定 B：指定解除	指定理由の変更の有無 【※「継続して指定」の場合のみ】	—	ア：有 イ：無	
講ずる措置の内容						